



第5章

健康増進計画

基本目標1 親と子の健康づくりの推進

(1) 母とこどもの健康の確保

【現状と課題】

本市の出生率は、国や県よりも高い値で推移していますが、近年の晩婚化も影響し、35歳以上での出産は平成19年から平成22年にかけて増加しています。

特に初めての出産や高齢出産となる妊産婦は、不安やリスクが大きく、正しい情報や安心して相談できる相手が必要としており、妊娠中の定期的な健診やケアがより重要です。

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。今後も親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場をさらに充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、こどもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制の充実が求められます。

乳幼児の健康診査については、未受診を減らすとともに、育児について相談相手のいる母親の割合が減少していることも考慮し、既存相談窓口の周知・利用促進を図る必要があります。特に、特別な配慮が必要なこどもについては、早期対応・早期療育につなげるため、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できる支援体制を強化していくことが必要です。

また近年、児童虐待が増加、深刻化する傾向がみられます。虐待は、こどもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。このため、福祉、保健、教育等幅広い分野の関係者でネットワークを充実し、虐待防止・早期発見に向けて取り組む必要があります。



安心して出産し、こどもの成長を願って自分らしく育児をしよう

【家庭や地域の取り組み】

- 母子健康手帳を活用し、妊娠中の健康管理を行います。
- 妊娠・出産に関する情報を積極的に入手し、知識を深めます。
- 妊婦やその家族は禁煙します。
- 夫婦や家族で出産や子育てについて話し合います。
- 地域のこどもの成長に関心を持ち、必要に応じて助け合います。
- こども同士の遊ぶ機会を増やします。
- 1人で悩まず、周りの人とのコミュニケーションを大切にします。
- ストレスを感じたら息抜きやリフレッシュをします。
- 母親を孤立させないよう、母親同士の交流の場を活用します。
- 専門的な窓口を利用し、悩みや不安の解消につなげます。

【施策の方向】

健康診査及び健康教育・相談の拡充

- 妊娠中に心穏やかに安心して過ごせるよう、また妊婦や家族が心身の健康に関して気軽に相談や指導を受けることができ、安心して出産・子育てに臨めるよう、保健センターを拠点として関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。





育児不安を解消するための、健康相談・訪問指導等の充実

- 子育てに悩む親や孤立する親の増加，虐待など，今日的な課題に対応し，子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう，安心して相談や交流ができる場を提供します。
- 保健師や助産師などによる家庭訪問や相談により個別支援を充実していきます。
- 未熟児や病気を持つ児など育児困難になりやすい家庭に対し，養育支援ネットで病院と連携を持ち，きめ細かい対応をします。

児童の虐待を防止する取り組みの推進

- 市及び関係機関における児童虐待防止のネットワークの充実を図っていきます。
- 乳幼児健康診査，家庭訪問，健康教育等，母子保健事業の実施において，虐待発生予防の視点で育児支援を行います。また，虐待やDVのケースとして地区保健師が保健指導などでフォローする際は，関係機関や関係者と連絡・調整を図りながら対応します。

乳幼児のフォローアップ体制の充実

- 乳幼児健診や相談などで発見された発達障がいなどところやからだに課題のあることとその母親など家族に対して適切な支援ができるよう相談・療育体制の充実を図っていきます。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

No	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
1	妊婦健康診査費助成事業	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行っています。	拡充	健康課
2	4か月児健康診査	精神面・運動面あるいは神経学的発達の節目となる4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に疾病や発達の遅れ、視聴覚の異常などを早期に発見するため総合的な健診を行うとともに、育児・栄養・むし歯予防などの指導・相談・助言を行っています。今後も、健診内容等の充実を図ります。また、各健診ごとに「育児BOOK」を配布しています。	継続	健康課
3	10か月児健康診査		継続	
4	1歳6か月児健康診査		継続	
5	3歳児健康診査		拡充	
6	アレルギー健康診査	アレルギー全般について専門医の健診と相談を行っています。	継続	健康課
7	アレルギー教室	アレルギー全般について専門医の講義や室内の環境整備、呼吸器のリハビリ等実習を行っています。	継続	健康課
8	ブックスタート事業	4か月児健康診査時に図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせや絵本の配布を行っています。	継続	健康課
9	妊産婦・新生児訪問	妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。 こんにちは赤ちゃん訪問については、100%の実施をめざします。	拡充	芦屋健康福祉事務所 健康課
10	こんにちは赤ちゃん訪問			
11	乳幼児家庭訪問			
12	未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付	H25年度から未熟児訪問指導が市へ移譲されることにより、健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を行います。また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行います。	新規	健康課
13	育児相談	乳児を対象に、身体計測及び保健師と栄養士、助産師によるこどもの発達や育児、栄養、母乳についての個別相談を行っています。	継続	健康課





No	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
14	アレルギーの離乳食相談	アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの心配のあるこどもを持つ保護者等を対象にした管理栄養士、保健師による個別相談を行っています。	継続	健康課
15	めだか水泳教室	喘息・喘息様気管支炎と診断された幼稚園・保育所の4, 5歳児を対象に春・秋2クール（1クール13回）の水泳教室を行っています。	継続	健康課
16	育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児や家事の援助を行うことにより、安定した児童の養育ができるように努めています。	継続	こども課
17	園庭開放	保育所や幼稚園の園庭を開放し、親子が遊べるように、今後も事業の周知に努め、さらに内容を充実します。	拡充	こども課
18	なかよしひろば	公立幼稚園6箇所の遊戯室や園庭を活用して、子育て中の親子を支援しています。	継続	こども課
19	あい・あいるーむ	主任児童委員と民生児童委員が子育て中の親子を支援しています。	継続	こども課
20	むくむく	「つどいのひろば」を提供し、子育て中の親子を支援しています。また、育児不安や密室育児防止のため、親子交流、ふれあい指導と育児相談を実施しています。	継続	こども課
21	子育てグループの活動支援	公共施設等を利用して、地域で自主的に活動するグループや団体の活動を支援し、地域のコミュニティづくりを進めています。また、活動助成・育児相談を実施しています。	継続	こども課
22	あそびの広場	前半は親子で自由に遊び、後半に親子体操、手遊び、ふれあい歌遊び、絵本、紙芝居の読み聞かせを行っています。毎月最終回は保健師が入り、こどもの健康相談を受けています。	継続	児童センター
23	母子健康情報管理システム	母子保健事業の対象者及び利用状況をシステム化し、効率的に保健活動を行います。	拡充	健康課
24	母子健康手帳等の交付	妊娠届出書の提出により、母子健康手帳を交付しています。交付時に母子健康手帳副読本、ママと食の健康ガイド、歯の健康 mini ブック、マタニティマークの配布と妊婦対象の事業の案内を行っています。DVDの貸し出し事業を実施します。	拡充	健康課
25	歯の健康フェスタ	歯科医師会の協力を得て、毎年6月の歯の衛生週間の事業の中で、小学生を対象としたフッ素塗布やポスター展により、歯の衛生についての普及啓発を行っています。	継続	健康課

No	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
26	乳幼児健康診査未受診者対策	乳幼児健康診査における未受診者について、未受診者調査票の返送がなく、未受診理由が不明な者に対して、受診勧奨の働きかけを行っています。また、4か月児については、全数把握を目標に訪問等を行っています。3歳児の未受診者については、主任児童委員の協力を得ています。平成23年度から、1歳6か月児の未受診者に電話・手紙・訪問等での把握を行っています。	継続	健康課
27	家庭児童相談室	児童家庭相談全般、児童虐待対応など、様々な家庭や児童の虐待や養育上の問題の相談に応じています。	継続	こども課
28	西宮こども家庭センターでの支援	児童虐待にあった児童に対して調査などに基づき、必要に応じて被害にあった疑いのあるこどもの一時保護等を行っています。	継続	こども課
29	芦屋市要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会の周知活動を行うとともに、関係機関の相互連携により、虐待や非行などの要保護児童の早期発見及び適切な保護を図っています。また、虐待ケースの速やかな対応を行っています。	継続	こども課
30	こどもの相談	乳幼児健診において、経過観察が必要なこどもの継続的な健康相談を行います。	拡充	健康課
31	健診後の経過観察グループ	経過観察の必要なこどもと保護者が、保育士・保健師・心理相談員との遊びを通じて、親子のかかわりについて理解を深め育児不安の軽減を図っており、今後、実施回数等の拡大を図ります。	拡充	
32	すくすく学級(児童デイサービス)	発達に課題のあるこどもに適切な療育及び訓練等の提供を行っています。また、24年度から入級は概ね1歳からであったのを、生後6ヶ月から可能にし、療育の必要なこどもが入級待機にならないよう定員を20名から30名に増加し、保育内容の充実を図っています。	継続	こども課
33	療育相談	療育支援相談、機能訓練等との連携により、多角的に必要な支援を検討し、導入できるよう仕組みを検討します。	拡充	障害福祉課 健康課 学校教育課
34	育児支援等療育事業	医師等の専門職及び当該事業と同じ担当課で構成されている、療育支援相談と統合し、情報共有と合わせて、医師等の専門職を交えた支援方針の検討を行うことにより充実を図ります。	拡充	障害福祉課 こども課 健康課 学校教育課 芦屋健康福祉事務所





【目標値】

目標指標	現状値	目標値
①全出生数中の低出生体重児の割合		
低出生体重児（2,500g 未満）	9.1%	減少
うち極低出生体重児（1,500g 未満）	1.5%	減少
②妊娠11週以下での妊娠届出者	91.7%	95%以上
③妊娠中の喫煙率	1.4%	0%
④妊娠中の飲酒率	4.2%	0%
⑤乳幼児健康診査の受診率	94.6%	100%に近づける
⑥3歳児健康診査の結果、むし歯のない幼児の割合	87.7%	90%以上
⑦育児について相談相手のいる母親の割合	93.7%	100%に近づける
⑧育児参加する父親の割合	90.5%	95%

(2) 小児医療・思春期保健対策の強化

【現状と課題】

本市の救急医療については、休日応急診療所と在宅当番医制による1次救急、病院群輪番制による2次救急、阪神地区救命救急センターによる重篤患者を対象とする3次救急まで、機能分担を図っています。特に小児科では、芦屋市・西宮市・尼崎市の公立・私立の病院が小児救急病院群輪番制をとり、休日・夜間の2次救急医療を担っています。

また、20年6月から尼崎市・西宮市・芦屋市の3市が共同で、阪神南圏域小児救急電話相談を実施しています。

しかし、乳幼児期の死亡原因の第1位は事故です。引き続き、小児救急医療体制を維持し、保護者に対し、SIDS（乳幼児突然死症候群）の危険因子や事故予防対策、応急処置の仕方、救急医療等に関する知識の普及を図る必要があります。

また、社会全体の感染症の予防（まん延の防止）のために、乳幼児の予防接種をはじめ、予防接種全体の接種率を高めることが必要です。

こどもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中でこころとからだのアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。このため、保護者やこどもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努める必要があります。さらに学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図る必要があります。

標
健康目
こどもの成長に合わせたこころやからだの変化を理解しよう





【家庭や地域の取り組み】

- 予防接種を受けます。
- 普段からこどもの健康状態を把握します。
- こどもの病気やケガについて、家庭で正しい手当の方法を身につけます。
- 病気やけがのとき阪神南圏域小児救急電話相談を利用します。
- 悩みを打ち明けられる友だちをつくります。
- 親子で一緒にいる時間を増やし、会話の時間を増やします。
- 未成年者には、飲酒や喫煙を勧めません。また、見かけたら注意します。
- 薬物の害を知り、「ダメ・ゼッタイ」と断る勇気を持ちます。
- こどもが自分のからだを大切にできるよう、普段から話をしてこどもの話を聞き、受け止めるようにします。
- 生活習慣病について学び、正しい生活習慣を身につけます。

【施策の方向】

感染症の予防及び事故防止のための取り組みの推進

- 予防接種の実施については、市民の利便性等を考慮しながら進めていくとともに、未接種者等に対し啓発等が速やかにできるシステムの構築を図ります。
- 乳幼児期の事故の大部分は、周囲の配慮・環境整備により防ぐことができることから、事故防止のリーフレットの配布や心肺蘇生等に関する知識の普及・啓発に努めます。

小児救急医療の充実

- 小児救急医療の充実について、県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な小児救急体制の充実に努めます。
- 毎月広報あしややホームページに掲載し、情報の周知に努めます。

性に関する正しい知識の普及や相談などの取り組みの推進

- 関係機関の連携のもと、保護者向けの講座の開催や幼児期からの性教育の実施等、発達段階に即した性教育の内容・対象・回数などを検討し、体系だった性教育の確立を図ります。

喫煙や薬物などに関する教育や指導などの取り組みの推進

- ・青少年の薬物乱用のきっかけとしてたばこの影響が指摘されていることから、関係機関の連携のもと学童期から喫煙防止教育をはじめ、教育体制の充実を図ります。

学童期・思春期におけるこころの問題への取り組みの推進

- ・思春期のこどもたちが抱えるこころの問題に対して気軽に相談できる体制を確立します。また、思春期保健ネットワークによる思春期保健対策を推進し、思春期保健関係者との連携を図ります。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

No	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
1	母子健康手帳等の交付（再掲）	妊娠届出書の提出により、母子健康手帳を交付しています。交付時に母子健康手帳副読本、ママと食の健康ガイド、歯の健康 mini ブック、マタニティマークの配布と妊婦対象の事業の案内を行っています。DVDの貸し出し事業を実施します。	拡充	健康課
2	芦屋市立休日応急診療所	医師会・薬剤師会の協力を得て、日曜・祝日・年末年始の午前9時から午後5時まで内科・小児科の診療を行っています。	継続	健康課
3	在宅当番医制	市内の医療機関が参加し、当日の当番医の案内は、広報あしやや市ホームページで行っています。	継続	健康課
4	小児救急対応病院群輪番制	阪神南圏域の公立・私立の病院が輪番制により、小児2次救急患者を受け入れています。	継続	健康課
5	休日応急歯科診療	歯科医師会の協力を得て、日曜・祝日・年末年始の午前9時から午前11時30分まで歯科の診療を行っています。	継続	健康課
6	定期予防接種事業	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行っています。また、適齢期のこどもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努めています。	拡充	健康課
7	健全母性育成事業	思春期の生徒を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性を持った男女を育成できるよう指導を行っています。	継続	健康課 県健康福祉事務所





No	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
8	出前講座「喫煙防止教育」	保健師がたばこの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行っています。	継続	健康課
9	阪神南青少年タバコ対策事業 「ダメ、絶対」普及活動	小・中・高校への防煙教育を実施するとともに、薬物乱用防止教室による若年層(特に小・中学校)への正しい知識の普及及び啓発を実施します。	継続	学校教育課 芦屋健康福祉事務所
10	スクールカウンセリング事業	こどものこころの健康問題やケアを必要とするこどもに対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを実施しています。 また、配置にない学校からも児童生徒、保護者が相談しやすくなるよう環境を整備しています。	継続	学校教育課

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
①事故対策を行っている家庭の割合		
1歳6か月児	〔 81.0% 〕	100%
3歳児	〔 78.1% 〕	100%
②かかりつけの小児科を持つ親の割合		
1歳6か月児	〔 83.8% 〕	100%
3歳児	〔 84.6% 〕	100%
③休日・夜間の小児救急医療機関を知っている人の割合		
1歳6か月児	〔 84.2% 〕	100%
3歳児	〔 85.3% 〕	100%
④児童における肥満児（30%）の割合		
男子	3.3%	減少
女子	1.4%	減少
⑤10代の喫煙率		
中学1年生 男子	〔 1.5% 〕	0%
女子	〔 1.1% 〕	0%
高校3年生 男子	〔 12.8% 〕	0%
女子	〔 5.3% 〕	0%
⑥薬物乱用の有害性について正確に知っている小学生の割合		
急性中毒 小学6年生 男子	〔 70.9% 〕	100%
女子	〔 77.1% 〕	100%
依存症 小学6年生 男子	〔 87.1% 〕	100%
女子	〔 91.2% 〕	100%

※〔 〕内の数値は国のデータを使用しています。

